第８期
越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

安心・支え合い・いきいき高齢者プラン

概　要　版

令和3年3月

越 谷 市

1　計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

介護が必要な高齢者等を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が平成 12 年（2000 年）に創設されてから、21 年が経過しました。この間、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数は増加を続け、介護保険制度は高齢者の生活を支えるうえで不可欠なものとなっています。

こうした中、国においては、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要が増加するといわれる令和７年（2025 年）を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできたほか、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策に取り組んできました。このことに関しては、本市においても、第７期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第７期計画」という。）に反映させて取り組んできたところです。また、令和７年（2025 年）のさらにその先を展望すると、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、全国的に介護ニーズの高い 85 歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれており、介護需要が増すだけではなく、生産年齢人口の減少により、介護人材不足がより顕著になることが予想されます。

事実、本市における高齢化率は、令和２年（2020 年）10 月１日時点で 25.2%となっており、高齢者が占める割合は、今や４人に１人に達していることから、今後、介護需要は一層増すものと見込まれています。

介護保険制度は、介護予防・健康づくりの一層の推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進に加え、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点からも見直しを進めることが求められており、こうした点も踏まえ、計画策定を行う必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成 30 年（2018 年）３月に第７期計画を策定し、「自立支援」「参加型福祉」といった基本理念のもと、５つの主要施策、計 84 の事業を展開してきました。

このたび、第７期計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの施策の実施状況や新たな課題、介護保険制度改正の内容等を踏まえて、間近に迫った 2025 年やその先の 2040 年を見据えた中長期的な視点に立った「第８期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第８期計画」という。）を策定します。

◇「地域包括ケアシステム」とは：

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域（や住まい）において、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

２　計画の性格と位置づけ

（1）計画の法的性格

第８期計画のうち、「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の８第１項の規定に基づく「老人福祉計画」であり、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的として、本市の高齢者福祉施策全般の方向性を示すために策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条第１項の規定に基づくものであり、地域の要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護にかかる保険給付を円滑に実施するために策定するものです。

そして、老人福祉法及び介護保険法は、この「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものと規定しています。第８期計画は、このことを踏まえ、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

（2）計画の位置づけ（本市の他の計画との関係など）

第８期計画は、介護保険法の規定に基づいて厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和３年厚生労働省告示第 29 号）を踏まえて策定しました。

また、本市の市政運営の根幹を成す「第５次越谷市総合振興計画」、及び地域福祉の推進の基本となる「第３次越谷市地域福祉計画」は、第８期計画の上位計画であり、策定時期が重複することから、これらの計画との整合性を図るほか、埼玉県により同時並行で策定される「埼玉県高齢者支援計画」（第８期）、及び埼玉県が策定した「第７次埼玉県地域保健医療計画」内の「地域医療構想」との整合性も図っていきます。

このほか、「第５次越谷市障がい者計画」「第２期越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第２次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷 21』」「第２期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」「第３期越谷市特定健康診査等実施計画」など、本市の福祉・保健分野の関連計画との整合性、さらには、「第３次越谷市地域福祉計画」と同様に、越谷市社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉を推進する計画として策定する「第３次越谷市地域福祉活動計画」とも連携のとれた計画として策定します。

３　計画の期間

第８期計画の期間は、介護保険法の規定により、令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）までの３年間とします。

また、第８期計画では、令和７年（2025 年）、令和 22 年（2040 年）の状況を念頭に、計画期間の先の年度のサービス見込み量についても勘案するものとします。

4　計画の基本理念、長寿福祉社会像、計画の基本目標

【 基 本 理 念 】

高齢者の「自立支援」
市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」

【 長寿福祉社会像 】

高齢者が みんなとすこやかにいきいきと
住み続けられる 共生社会

【 基 本 目 標 】

ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で
安心して生きがいのある生活を送ることができるまちを目指す

【主要施策（６施策)】

1　高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸
2　地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進
3　介護サービスや住まいなどの基盤整備
4　介護人材の確保・育成
5　医療と介護の連携
6　認知症と共に生きる施策の推進

【施 策 の 柱（21 本)】

【各 種 事 業（96 事業)】

◇「地域共生社会」とは：

核家族化の進行等により、地域の中で孤立しがちで見守りが必要なのは、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯ばかりでなく、認知症の方や障がいのある方と暮らす世帯、子育て中の世帯等も含まれます。これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、また、困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。この「我が事・丸ごと」をキーワードに、地域における多様な世帯が相互に支え合う社会を、「地域共生社会」と呼んでいます。

5　日常生活圏域の設定

（1）日常生活圏域の考え方

平成 17 年の介護保険法改正により、市町村は住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「日常生活圏域」を定めることとされました。

本市では、「第３期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で市内 13 のコミュニティ区域（公民館区）を日常生活圏域と設定して、地域包括支援センターを設置（一部の圏域については、隣接する圏域に所在する地域包括支援センターが担当）しており、「第４期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」以降もこの考え方を踏襲してきました。第８期計画においても、引き続き 13 の圏域を設定します。

本市の日常生活圏域

地区名	住　　所
桜井地区	大字大里、大字下間久里、大字上間久里、大字大泊、大字平方、平方南町、千間台東１丁目～４丁目
新方地区	大字弥十郎、大字大吉、大字向畑、大字北川崎、大字大杉、大字大松、大字船渡、弥栄町１丁目～４丁目
増林地区	大字花田、大字増林、大字増森、大字中島、東越谷１丁目～10 丁目、中島１丁目～３丁目、増林１丁目～３丁目、増森１丁目～２丁目、花田１丁目～７丁目
大袋地区	大字恩間、大字大竹、大字大道、大字三野宮、大字恩間新田、大字袋山、大字大林、大字大房、千間台西１丁目～６丁目
荻島地区	大字野島、大字小曽川、大字砂原、大字南荻島、大字西新井、大字北後谷、大字長島
出羽地区	宮本町１丁目～５丁目、神明町１丁目～３丁目、谷中町１丁目～４丁目、七左町１丁目・４丁目～８丁目、新越谷２丁目、大間野町１丁目～５丁目、新川町１丁目～２丁目
蒲生地区	大字蒲生、瓦曽根１丁目～２丁目、南越谷１丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生西町１丁目～２丁目、蒲生１丁目～４丁目、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町１丁目～３丁目
川柳地区	伊原１丁目～２丁目、川柳町１丁目～５丁目、レイクタウン７丁目
大相模地区	大字西方、相模町１丁目～７丁目、大成町１丁目～２丁目・６丁目～８丁目、東町１丁目～３丁目・５丁目、流通団地１丁目～４丁目、西方１丁目～２丁目、レイクタウン１丁目～６丁目・８丁目～９丁目
大沢地区	大沢、大沢１丁目～４丁目、東大沢１丁目～５丁目
北越谷地区	北越谷１丁目～５丁目
越ヶ谷地区	越ヶ谷、越ヶ谷１丁目～５丁目、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、赤山町１丁目～２丁目、宮前１丁目、赤山本町
南越谷地区	新越谷１丁目、瓦曽根３丁目、南越谷２丁目～５丁目、蒲生茜町、東柳田町、元柳田町、赤山町３丁目～５丁目

各圏域（コミュニティ区域）では、地区コミュニティ推進協議会を組織し、地区からのまちづくりを進めています。また、地域活動の拠点として「地区センター・公民館」を設置し、市民にとって身近なサービスの提供を図っています。第７期計画期間中には、地域包括支援センター川柳・大相模を、それぞれ地域包括支援センター川柳と地域包括支援センター大相模として設置したほか、人口の多い大袋地区に対して、地域包括支援センター大袋 せんげん台出張所を設け、相談体制と利便性の向上を図りました。

今後、各圏域で地域密着型サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターが自治会等のコミュニティ組織や保健・医療・福祉サービス関係機関と連携・協力して、高齢者への支援を強化していきます。

6　将来人口の推計

(1)人口と高齢者人口の推計

第７期計画の最終年度である令和２年度(2020 年度)の本市の人口は 345,217 人であり、そのうち 65 歳以上は 87,081 人、高齢化率は 25.2%となっています。コーホート要因法により各歳別の人口推計を行ったところ、総人口は令和４年（2022 年）にかけて増加を続け、その後減少に転じる見込みであり、高齢者人口については当面増加傾向が続きます。高齢化率については、今後数年間は微増傾向を示しますが、少子化と団塊ジュニア世代の高齢化により、令和 17 年（2035 年）には 28.7%、令和 22 年（2040 年）には 31.9%となるものと予測します。

本市の年齢３区分別人口と高齢化率の推計

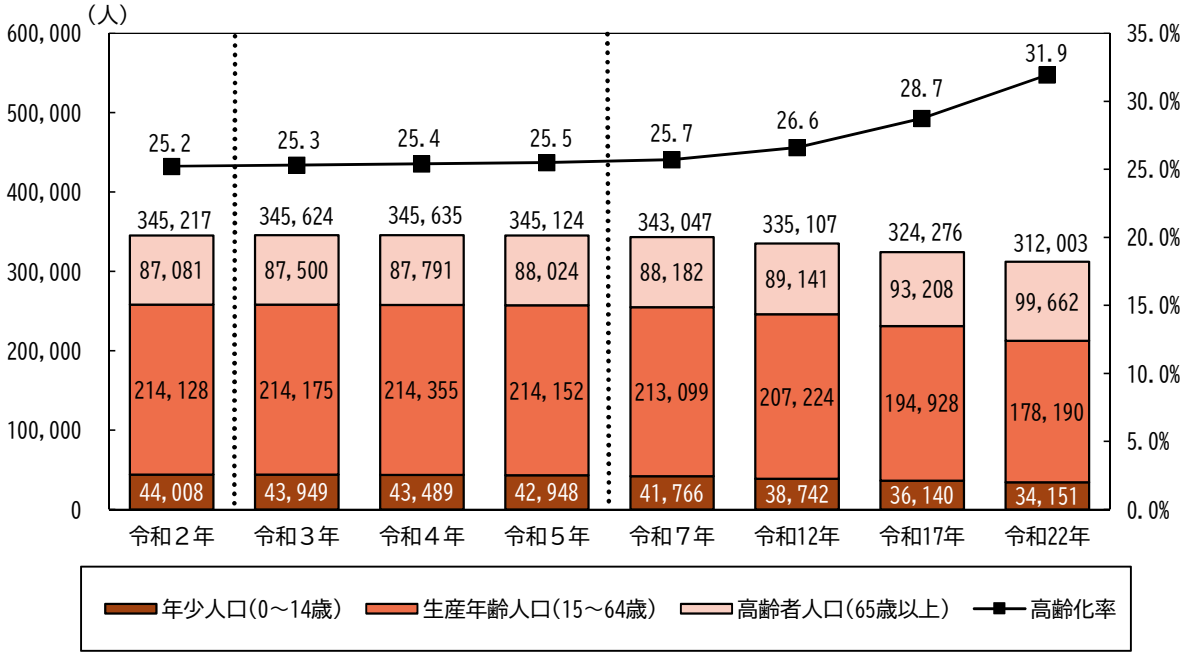

※各年 10 月１日時点（令和２年は実績値）

年代別にみると、65～74 歳の前期高齢者は令和 12 年（2030 年）まで減少を続けるのに対し、75 歳以上の後期高齢者は令和 12 年（2030 年）まで増加を続けるものと予測しています。

高齢者全体に占める後期高齢者の比率をみると、平成 30 年（2018 年）時点で 47.4%ですが、前期高齢者の比率は徐々に減少し後期高齢者の比率が徐々に増加しており、令和２年（2020 年）の時点で、後期高齢者の比率（50.7%）が前期高齢者の比率（49.3%）を上回っています。令和 12 年（2030 年）時点では、高齢者に占める後期高齢者の比率は 61.2%となり、平成 30 年（2018 年）の比率より 13.8 ポイント上昇しています。

本市の高齢者人口の推計

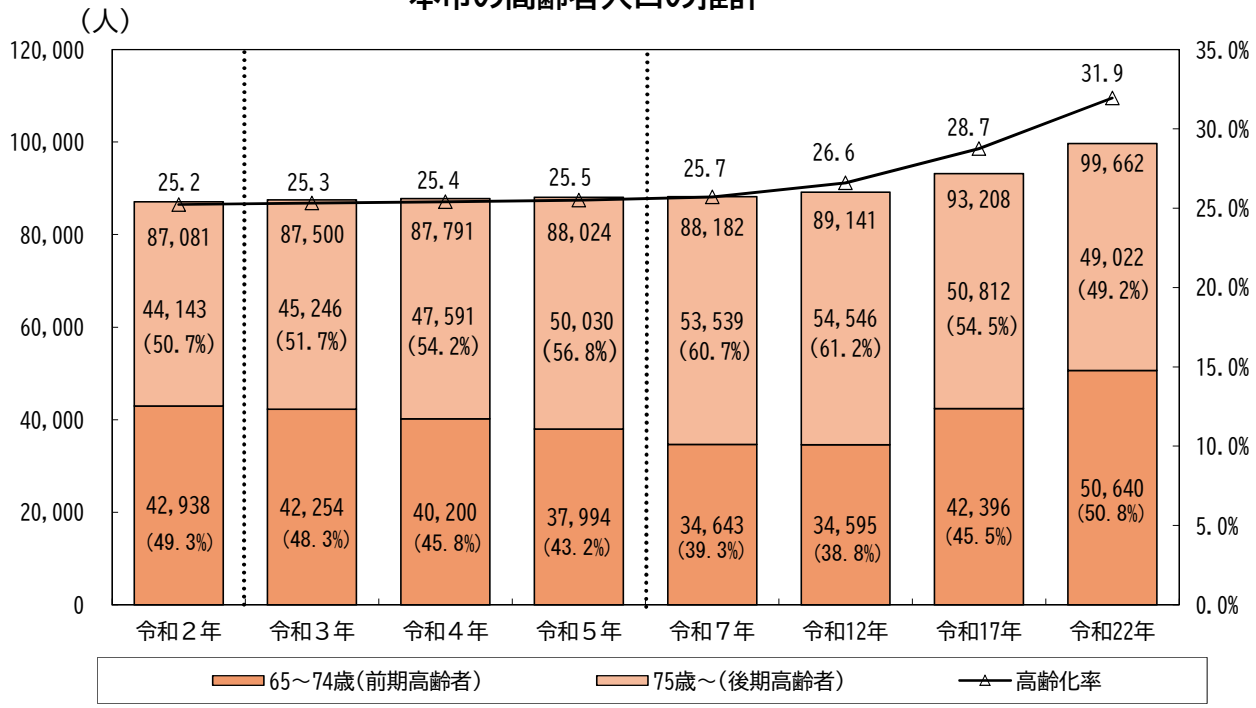

※各年 10 月 1 日時点（令和２年度実績値）
※（　）内は、高齢者人口に占める後期高齢者及び前期高齢者の割合

高齢化率は、今後全国的に増加することが見込まれていますが、本市においても同様に増加することが見込まれます。令和２年（2020 年）の時点では、本市の高齢化率は 25.2%で、全国の高齢化率 28.9%を 3.7 ポイント下回っています。令和７年（2025 年）には全国の高齢化率が 30.0%、本市の高齢化率が 25.7%、4.3 ポイント下回るものと見込まれます。なお、埼玉県の高齢化率は令和７年（2025 年）時点で 28.2%であり、本市の高齢化率は埼玉県全体の数値よりも低くなっています。

国・埼玉県及び本市の高齢化率の推移

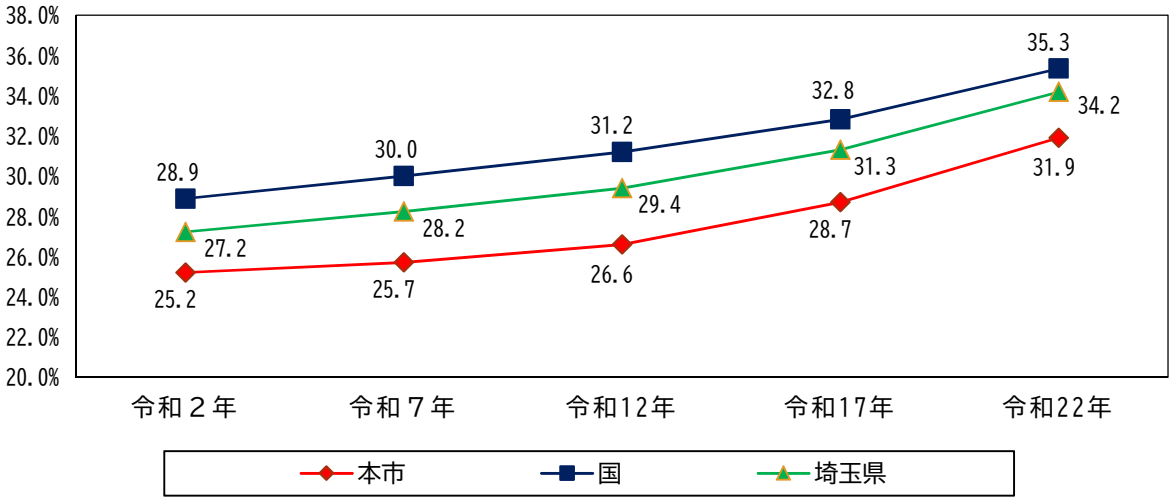

※本市の高齢化率は、10 月 1 日時点のもので、令和２年は実績値、令和７年以降は推計値
※国、埼玉県の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より

（2）要支援・要介護認定者数の推計

５歳階級別の認定者の出現率から推計を行ったところ、高齢化の進行とともに、要支援・要介護認定者数は今後も増加することが見込まれます。令和２年（2020 年）の本市の要支援・要介護認定者数は 13,416 人でしたが、令和５年（2023 年）には 15,709 人（令和２年（2020 年）の 1.17 倍）、令和７年（2025 年）には 16,887 人（令和２年（2020 年）の 1.26 倍）となるものと予測しています。高齢者人口に占める認定者の割合（認定率）も、令和２年（2020 年）の 15.4%が令和５年（2023 年）には 17.8%、令和７年（2025 年）には 19.2%に上昇するものと見込まれます。

本市の要支援･要介護認定者数の推計

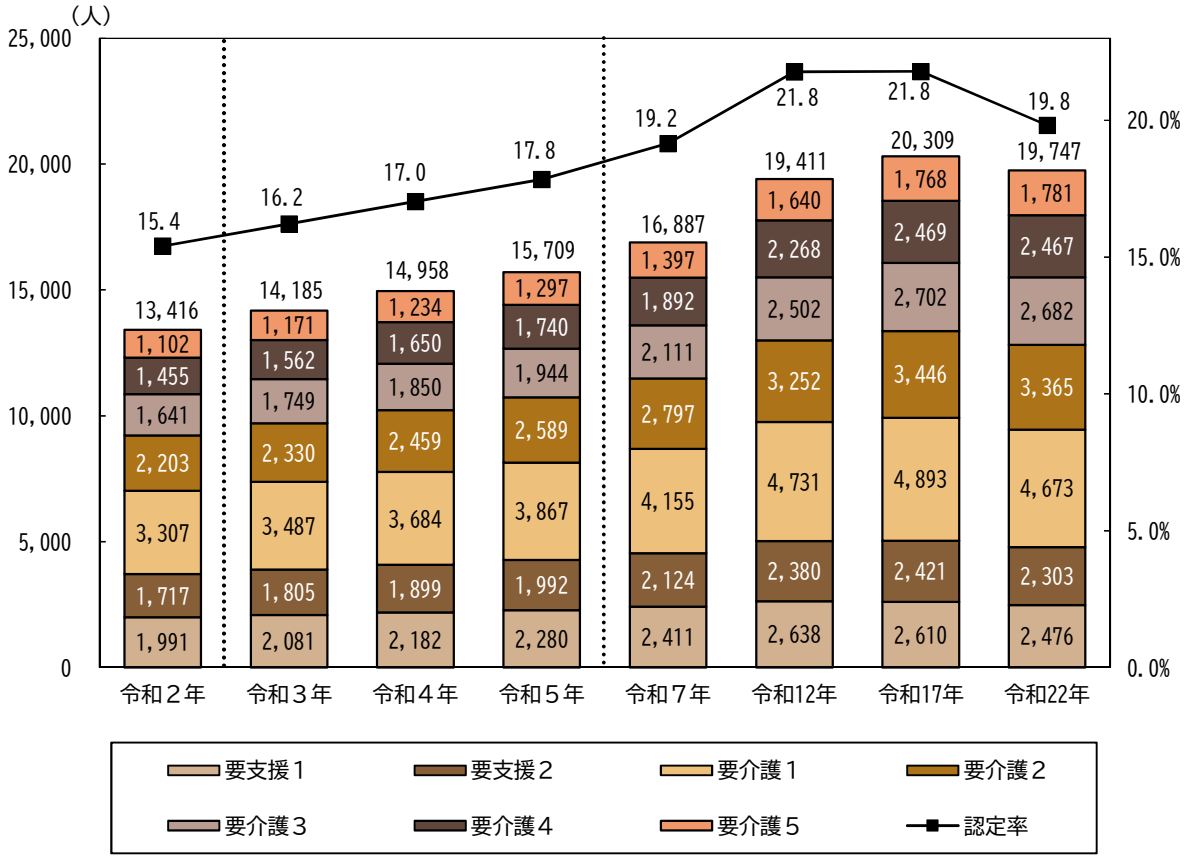

※各年９月 30 日時点

要介護度別にみると、令和２年（2020 年）から令和５年（2023 年）にかけて要支援１認定者が 1.15 倍、要支援２認定者が 1.16 倍、要介護１認定者が 1.17 倍、要介護２認定者が 1.18 倍、要介護３認定者が 1.18 倍、要介護４認定者が 1.20 倍、要介護５認定者が 1.18 倍に増加するものと見込まれます。また、要支援・要介護認定者全体に占める要支援１から要介護２の比較的介護度の低い認定者の割合は、令和２年（2020 年）の 68.7%が令和５年（2023 年）には 68.3%、令和７年（2025 年）には 68.0%となる見込みです。

本市の要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別構成比）

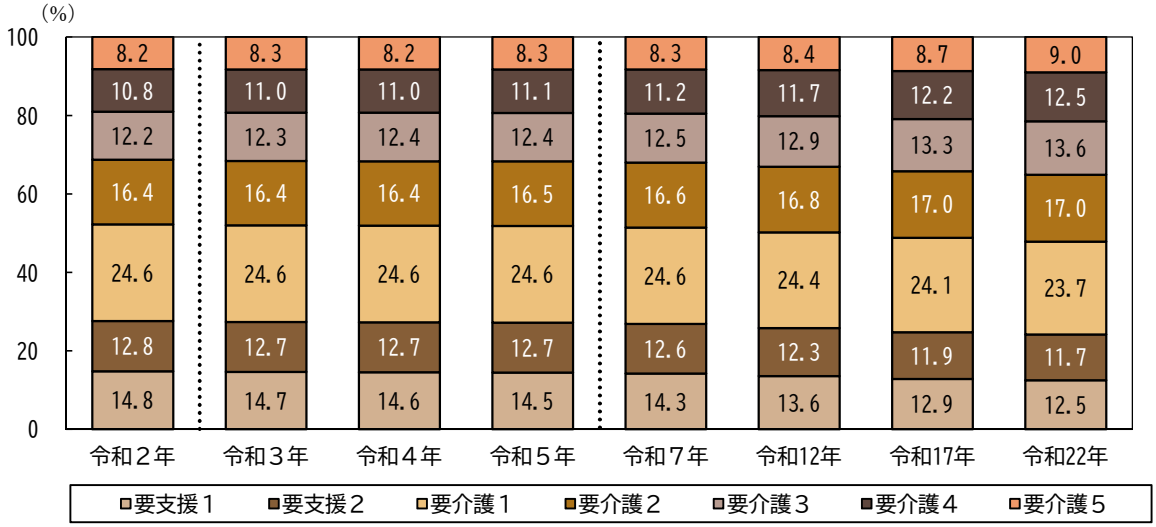

※各年９月 30 日時点
※端数処理の関係上、合計数が 100.0%にならない

（3）認知症高齢者数の推計

５歳階級別の認知症高齢者の出現率から推計したところ、高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加も見込まれます。日常生活自立度Ⅱb 以上の認知症高齢者数は、令和２年（2020 年）の 5,180 人から令和５年（2023 年）には 5,601 人、令和７年（2025 年）には 5,868 人まで増加するものと推計しています。

本市の認知症高齢者数の推計（日常生活自立度Ⅱb 以上）

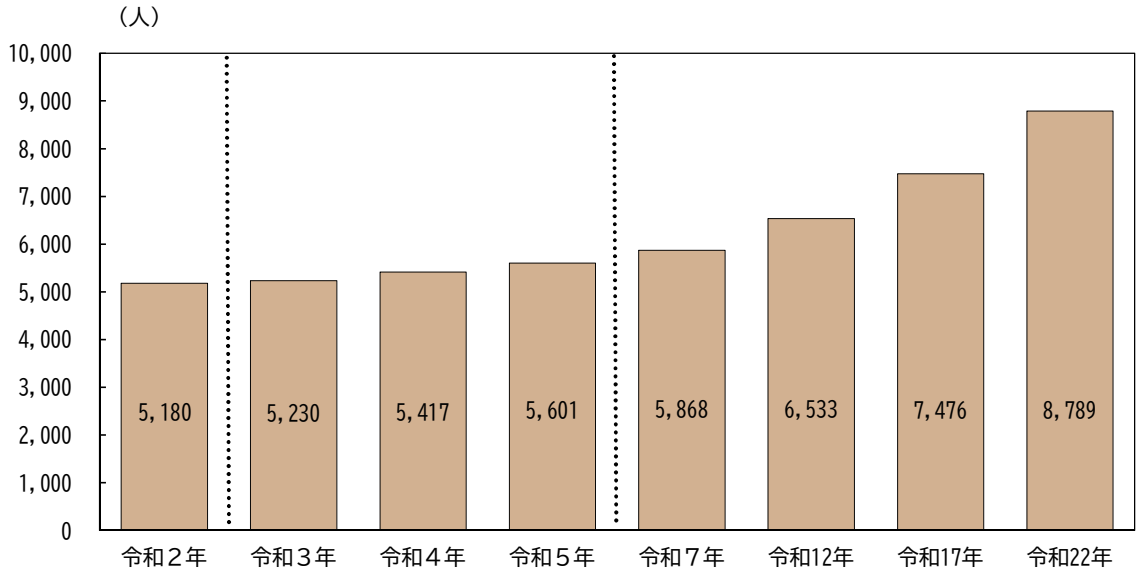

※各年９月 30 日時点（第２号被保険者を含む）

７　計画の主要施策

主要施策１　高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

高齢者が健康で生きがいを持って充実した日常生活を送るためには、地域や社会とのかかわりを保つことが重要です。高齢者が社会の一員として生きがいをもって活躍できるよう、これまで培った知識や経験、技術を生かせる場や、安全で気軽に社会参加できる環境をつくり、元気に過ごせる期間である「健康寿命」を伸ばします。

主要施策２　地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行する中、高齢者をはじめとするすべての地域住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けるためには、それを支える「地域共生社会の実現」が必要です。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、多様なニーズに的確に対応することができるよう、必要とされるサービスの推進をします。

主要施策３　介護サービスや住まいなどの基盤整備

介護保険制度の創設以来、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、高齢者のニーズも多様化・複雑化しています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、適切な支援を提供する必要があり、介護サービスや住まいの量的な確保だけでなく、質的な確保にも努めます。

主要施策４　介護人材の確保・育成

高齢者人口の増加のほか、生産年齢人口の急減に対する介護分野の労働力の確保が喫緊の課題となっています。また、多様化・複雑化する高齢者をとりまく課題に対し、サービスや住まいの量的な確保だけでなく、質的な確保にも努めます。

主要施策５　医療と介護の連携

本市では、令和２年２月に高齢者全体に占める後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回り、これまでに比べ、介護を要する人の割合の増加が見込まれます。また、後期高齢者では、何らかの病気を抱えている方も多いため、医療と介護の双方を必要とする方も少なくありません。高齢者の尊厳を保ちながら、地域の医療・介護機関が連携し、必要な在宅医療・介護の連携を推進していきます。

主要施策６　認知症と共に生きる施策の推進

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると、令和７年（2025 年）には、全国で 65 歳以上の高齢者の５人に１人は認知症になると見込まれています。これからは、地域の理解と協力のもと、認知症の人が尊厳と希望を持って、日常生活を過ごせる社会や、認知症の有無にかかわらず、共に生きていくことができる社会を目指します。

8　施策の体系（計画の展開）

主要施策１　高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

施策の柱　⑴　生きがいづくりや社会参加の促進

各種事業
① 老人福祉センター事業の実施
② 老人クラブへの活動支援
③ シルバーカレッジの開催
④ ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実
⑤ いきいき農園
⑥ 就労支援講座等の開催
⑦ ボランティアの社会的役割や重要性等の啓発
⑧ シルバー人材センター
⑨ 敬老会・敬老祝金等

施策の柱　⑵　疾病の予防と早期発見

各種事業
① 各種検診の実施と受診勧奨
② 高齢者の予防接種
③ 特定健康診査等（被保護者健康管理支援事業含む）

施策の柱　⑶　健康づくりの推進

各種事業
① 健康相談
② 健康教育
③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
④ 高齢者の健康づくりの支援（健康教室）

主要施策２　地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進

施策の柱　⑴　地域で支え合う活動の推進

各種事業
① 民生委員・児童委員の活動支援
② ボランティア活動の支援
③ 福祉推進員の育成・活動支援
④ 介護支援ボランティア制度
⑤ 高齢者の居場所づくり事業
⑥ ふれあいサロン事業
⑦ 地域包括支援ネットワークの推進
⑧ 生活支援体制の整備
⑨ 福祉教育・福祉体験活動
⑩ 消費生活講座の開催

施策の柱　⑵　地域包括支援センターの体制強化と住民主体による介護予防活動の推進

各種事業
① 地域包括支援センター
② 地域住民が主体的に取り組む介護予防活動の推進
③ 介護予防・生活支援サービス事業（多様な担い手による日常生活支援の充実）

施策の柱　⑶　地域ケア会議の推進

各種事業
① 市レベルの地域ケア介護
② 地区レベルの地域ケア会議
③ 個別レベルの地域ケア会議

施策の柱　⑷　生活支援の推進

各種事業
① 訪問理美容サービス事業
② ふれあい収集
③ 緊急通報システム
④ 救急医療情報キットの配布（一人暮らしの高齢者等の安心生活支援事業）
⑤ 紙おむつ等配付事業（その他在宅サービス）
⑥ セーフティネット住宅の登録推進

施策の柱　⑸　災害・感染症等対策の整備

各種事業
① 災害時要援護者避難制度の実施
② 福祉避難所となる施設との連携強化
③ 高齢者施設における災害・感染症対策等の推進
④ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の長寿命化（修繕）支援

主要施策３　介護サービスや住まいなどの基盤整備

施策の柱　⑴　介護保険に関する周知啓発

各種事業
① 広報媒体等を活用した積極的なＰＲ
② 出張講座等による介護保険制度の積極的な周知
③ 越谷市まちかど介護相談薬局の登録推進

施策の柱　⑵　要介護認定の推進

各種事業
① 認定調査員研修の充実
② 認定審査会委員研修の充実
③ 認定審査体制の充実

施策の柱　⑶　介護サービスの基盤整備

各種事業
① 居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実
② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの充実
③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の充実
④ 介護老人保健施設の充実
⑤ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の運営支援
⑥ 養護老人ホーム
⑦ 特定施設入居者生活介護の充実

施策の柱　⑷　居住環境の整備

各種事業
① 住宅改修の推進
② 住宅型有料老人ホームの充実
③ サービス付き高齢者向け住宅の充実

施策の柱　⑸　保険料・利用料の軽減

各種事業
① 保険料の負担軽減
② 居宅サービス利用者の負担軽減
③ 施設利用者の食費・居住費の軽減（特定入所者介護サービス費）
④ 高額介護サービス費の支給
⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給
⑥ グループホーム家賃等助成

施策の柱　⑹　サービスの質的向上のためのシステムの充実

各種事業
① 保険者及び事業者等の情報交換の充実
② 福祉保健オンブスパーソン制度の周知
③ 介護サービス相談員派遣事業の充実
④ 介護給付費適正化の推進
⑤ 事務手続きの改善による負担の軽減
⑥ 介護保険施設・サービス事業所への指導監査の充実
⑦ 介護保険サービス外の施設等への指導監査
⑧ 第三者評価について

主要施策４　介護人材の確保・育成

施策の柱　⑴　介護従事者等の確保、質の向上

各種事業
① 介護職の魅力啓発
② 介護支援専門員への支援
③ 外国人介護人材の養成・育成支援事業
④ 介護従事者などに対するケアシステムの推進

主要施策５　医療と介護の連携

施策の柱　⑴　在宅医療の推進

各種事業
① 在宅医療・かかりつけ医等の普及啓発
② 訪問看護系サービスの充実
③ 人生会議（ＡＣＰ：アドバンス・ケア・プランニング）の普及

施策の柱　⑵　多職種による連携の強化

各種事業
① 医療と介護の連携拠点の機能充実
② 専門職の資質の向上と多職種の関係強化
③ 情報共有・提供体制の整備
④ 救急情報提供書の周知

施策の柱　⑶　地域医療構想を踏まえたサービス提供体制

各種事業
① 在宅療養等の場となる施設整備
② 在宅支援のためのリハビリ提供体制の充実

主要施策６　認知症と共に生きる施策の推進

施策の柱　⑴　認知症の早期診断・早期対応への支援

各種事業
① 認知症に対する支援体制の推進
② 情報の提供

施策の柱　⑵　権利擁護事業の充実

各種事業
① 成年後見事業の充実
② 成年後見制度の利用支援事業の推進
③ みまもり・あんしん事業

施策の柱　⑶　認知症の人と家族介護者に対する支援の充実

各種事業
① 家族介護支援事業の充実
② 認知症理解のための講座・講演会の実施
③ 認知症サポーター活動の促進
④ 生活支援短期宿泊事業の実施
⑤ 在宅介護者福祉手当
⑥ オレンジカフェの設置

9　介護保険サービスの推計

（1）被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第８期計画期間及び 2025 年度（令和７年度）・2040 年度（令和 22 年度）における本市の総人口、被保険者数の推計は次のとおりです。

総人口は令和４年度（2022 年度）にかけて増加を続け、その後減少傾向に転じる見込みであるのに対し、第１号被保険者数は令和 22 年度に向けて増加していく見込みです。特に、75 歳以上の被保険者数は、令和２年度の段階で、65 歳以上 74 歳以下の被保険者数を上回っており、今後も令和 12 年度頃まで増加する見込みです。

第２号被保険者については、当面増加傾向が続くものの、長期的には減少していく見込みです。

総人口と被保険者数の推計

（単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度(参考)	令和 22 年度(参考)
総人口		345,624	345,635	345,124	343,047	312,003
第１号被保険者		87,500	87,791	88,024	88,182	99,662
	65 歳から 74 歳	42,254	40,200	37,994	34,643	50,640
	75 歳以上	45,246	47,591	50,030	53,539	49,022
第２号被保険者		120,668	121,661	122,474	123,355	100,127

※各年度とも 10 月 1 日時点

第８期計画期間及び 2025 年度（令和７年度）・2040 年度（令和 22 年度）における本市の要支援・要介護認定者数の推計は次のとおりです。

要支援・要介護認定者数の推計

（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度(参考)	令和 22 年度(参考)
要支援１	2,081	2,182	2,280	2,411	2,476
要支援２	1,805	1,899	1,992	2,124	2,303
要介護１	3,487	3,684	3,867	4,155	4,673
要介護２	2,330	2,459	2,589	2,797	3,365
要介護３	1,749	1,850	1,944	2,111	2,682
要介護４	1,562	1,650	1,740	1,892	2,467
要介護５	1,171	1,234	1,297	1,397	1,781
合計	14,185	14,958	15,709	16,887	19,747
認定率	16.2%	17.0%	17.8%	19.2%	19.8%

※各年度とも９月 30 日時点（要支援・要介護認定者には第２号被保険者を含む）
※認定率は、要支援・要介護認定者の第１号被保険者に占める割合

10　介護保険事業費の推計と介護保険料の設定

第１号被保険者の保険料（以下「保険料」という。）の推計は、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、各サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出し、介護給付準備基金の取崩額等を加味したうえで、保険料必要額を算出します。

この保険料必要額から、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を計画期間中の収納者数で割り、１人あたりの保険料を求めます。

（1）給付費の推計

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額等を加えた標準給付費を算出します。

また、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業にかかる給付費を積み上げて推計します。

これらを合計し、３年間に必要な給付費等の事業費を求めます。

標準給付費見込額

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
総給付費	20,070,690,000	21,273,221,000	22,395,747,000	63,739,658,000
特定入所者介護サービス費等給付額	559,739,818	533,168,084	559,935,205	1,652,843,107
高額介護サービス費等給付額	485,773,227	505,905,165	531,305,271	1,522,983,663
高額医療合算介護サービス費等給付額	73,333,270	77,329,507	81,212,009	231,874,786
算定対象審査支払手数料 （審査支払手数料支払い件数）	14,122,600 （353,065 件）	14,892,200 （372,305 件）	15,639,920 （390,998 件）	44,654,720 （1,116,368 件）
標準給付費見込額	21,203,658,915	22,404,515,956	23,583,839,405	67,192,014,276

地域支援事業費見込額

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
地域支援事業費	1,040,769,952	1,076,806,326	1,122,273,964	3,239,850,242

第８期計画期間における給付費等事業費の合計

（単位：円）

標準給付見込額＋地域支援事業費	22,244,428,867	23,481,322,282	24,706,113,369	70,431,864,518

（2）第１号被保険者の保険料の設定

第１号被保険者の１人あたりの保険料（年額）は、所得状況により 15 段階の区分を設け、基準額を中心に 0.3 倍から 2.3 倍の金額で設定しています。

各段階における対象者と保険料設定は以下のとおりです。

所得段階別保険料の設定

所得段階	対　象　者	保険料率の設定
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額×0.3
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.45
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える	基準額×0.7
第４段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額×0.83
第５段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える（基準額）	基準額×1.0
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満	基準額×1.08
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	基準額×1.25
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満	基準額×1.5
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	基準額×1.7
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	基準額×1.8
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	基準額×1.9
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	基準額×2.0
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.1
第 14 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,200 万円未満	基準額×2.2
第 15 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,200 万円以上	基準額×2.3

保険料基準額（１人あたり年額）は、保険料収納必要額（約 170 億円）を収納者数（補正後被保険者数に収納率 98％を乗じて算出した人数）の令和３年度から令和５年度の合計（263,073 人）で除して算出します。

第８期計画期間の本市における保険料基準額は、64,560 円となります。

この保険料基準額 64,560 円を、所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は以下のようになります。

所得段階別保険料

所得段階	保険料率の設定	１人あたりの保険料年額	（参考）保険料月額
第１段階	保険料基準額×0.3	19,360 円	1,613 円
第２段階	保険料基準額×0.45	29,050 円	2,421 円
第３段階	保険料基準額×0.7	45,190 円	3,766 円
第４段階	保険料基準額×0.83	53,580 円	4,465 円
第５段階	保険料基準額×1.0	64,560 円	5,380 円
第６段階	保険料基準額×1.08	69,720 円	5,810 円
第７段階	保険料基準額×1.25	80,700 円	6,725 円
第８段階	保険料基準額×1.5	96,840 円	8,070 円
第９段階	保険料基準額×1.7	109,750 円	9,146 円
第 10 段階	保険料基準額×1.8	116,200 円	9,683 円
第 11 段階	保険料基準額×1.9	122,660 円	10,222 円
第 12 段階	保険料基準額×2.0	129,120 円	10,760 円
第 13 段階	保険料基準額×2.1	135,570 円	11,298 円
第 14 段階	保険料基準額×2.2	142,030 円	11,836 円
第 15 段階	保険料基準額×2.3	148,480 円	12,373 円

※保険料年額は、保険料基準額に各所得段階の保険料率を乗じて算出された金額から 10 円未満を切り捨てたもの
※（参考）保険料月額は、保険料年額を 12 で除して１円未満を四捨五入したもの

本市の保険料基準額（１人あたり月額）は、平成 12 年度の介護保険制度開始時には 2,708 円でしたが、高齢者の増加とともに、介護保険サービスを利用する人も増加し、長期的には増加の傾向にあります。特に団塊の世代が多く居住する埼玉県においては、令和７年（2025 年）に向けて、高齢化率がさらに急増し、特に後期高齢者の増加率は全国的にも高い水準になると予測されており、今後も介護保険サービスに対する需要が増し、保険料も上昇することが想定されます。

11　計画の進行管理

（1）計画の進行管理

計画の「基本理念」や「長寿福祉社会像」の実現に向けて、本市は国や埼玉県等の関係機関の動向を注視しながら、計画に位置づけたそれぞれの施策を推進していきます。

計画の実効性を確保するため、その進捗状況については適切に管理する必要があり、市では、本計画の進捗状況や達成状況について、定期的に「越谷市介護保険運営協議会」に報告し、運営協議会における評価を通して課題を明らかにしていきます。

また、評価結果や課題については、市ホームページ等で公表するとともに、以後の本市の高齢者保健福祉施策に反映させられるよう、速やかに改善に向けた取り組みを行います。

計画の進行管理…「ＰＤＣＡサイクル」

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Action（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

（2）目標の設定と施策の達成状況の評価

平成 29 年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みの推進のため、市町村の「保険者機能」の強化の仕組みが導入されました。具体的には、各市町村が地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みや、介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組み等についての目標を設定し、それらの目標に対する実績の評価と評価結果の公表を行うこととされています。

本計画においても、目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

（3）効果的な情報提供の実施

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、地域で行われている各種団体の活動や、高齢者福祉に関する公的な制度の情報等が、それを必要とする高齢者に確実に届くとともに、その情報が高齢者のニーズに合致していることが重要です。本市では、情報冊子の作成やウェブサイトでの情報提供にあたり、常に高齢者のニーズと情報の受け取りやすさに配慮し、可能な限り最新かつ正確な情報をわかりやすく提供することに努めます。

こうした取り組みを通して、本市の高齢者が生き方・暮らし方を自ら決定していくことを支援し、高齢者がすこやかにいきいきと、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

12　本計画における数値目標一覧

主要施策１　高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

指　標	現状（令和元年度）	令和５年度目標
老人福祉センター利用者数	295,360 人（年間）	300,000 人（年間）
老人福祉センター設置数	4 カ所	4 カ所
シルバー人材センター会員登録者数	1,327 人（累計）	1,370 人（累計）
がん検診受診率	9.9%（年間）	11.9%（年間）
高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	42.9%（年間）	50.0%（年間）
特定健康診査受診率	41.9%（年間）	60.0%（年間）
後期高齢者医療健康診査受診率	38.6%（年間）	40.0%（年間）
被保護者健康診査受診率	11.8%（年間）	15.0%（年間）
健康づくり事業参加者数（65 歳以上）	5,384 人（年間）	5,500 人（年間）
高齢者向け教室参加者数	192 人（年間）	220 人（年間）

主要施策２　地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進

指　標	現状（令和元年度）	令和５年度目標
民生委員・児童委員１人当たりの活動日数	121.7 日（年間）	120 日（年間）
福祉推進員登録者数	670 人	740 人
介護支援ボランティア登録者数	262 人（累計）	300 人（累計）
「ふらっと」来場者数（延べ人数）	24,480 人（年間）	30,000 人（年間）
ふれあいサロン設置数	119 カ所（累計）	137 カ所（累計）
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	471 カ所（累計）	530 カ所（累計）
日常生活圏域（地区）レベルの協議体設置数	5 地区	13 地区
消費生活講演会・講座・出張講座参加人数	3,281 人（累計）	9,600 人（累計）
地域包括支援センター設置数	11 カ所	13 カ所
地域包括支援センターを知っている人の割合	64.1%	80.0%
介護予防に取り組む自主グループ数	30 団体	50 団体
住民主体サービス実施団体数	9 団体	25 団体
訪問理美容サービス実利用者数	44 人（年間）	60 人（年間）

ふれあい収集 実施世帯数	472 世帯	590 世帯
救急医療情報キット 配布世帯数	15,934 世帯（累計）	17,100 世帯（累計）
災害時要援護者避難制度の自治会賛同率	50.7%	52.7%
福祉避難所開設訓練回数	0 回（年間）	1 回以上（年間）
補助金交付施設数（修繕実施数）	0 施設	1 施設

主要施策３　介護サービスや住まいなどの基盤整備

指　標	現状（令和元年度）	令和５年度目標
認定調査員研修会開催数	1 回（年間）	2 回（年間）
認定審査会の開催数	7 回／週	8 回／週
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	21 施設（357 床）	24 施設（411 床）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8 施設	10 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 施設	4 施設
看護小規模多機能型居宅介護	0 施設	2 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5 施設（118 床）	5 施設（118 床）
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	12 施設（1,069 床）	15 施設（1,387 床）
介護老人保健施設	6 施設（699 床）	7 施設（799 床）
軽費老人ホーム	2 施設（105 床）	2 施設（105 床）
養護老人ホーム	1 施設（49 床）	1 施設（49 床）
（介護予防）特定施設入居者生活介護	25 施設（1,511 床）	28 施設（1,718 床）
住宅型有料老人ホームの整備床数	1,434 床	1,488 床
サービス付き高齢者向け住宅の整備戸数	566 戸	713 戸
介護サービス相談員受入施設	8 施設	10 施設
介護サービス相談員	8 相談員	10 相談員
認定調査内容の確認	全件	全件
ケアプランの点検	8 事業所	10 事業所
住宅改修事業におけるアンケート調査（役立っていると回答した人の割合）	94.0%	100.0%
縦覧点検・医療情報との突合	毎月確認	毎月確認
介護給付費通知	年 2 回通知	年 2 回通知
住宅型有料老人ホーム等への指導監査実施数	0 施設（年間）	2 施設以上（年間）

主要施策４　介護人材の確保・育成

指　標	現状（令和元年度）	令和５年度目標
主任介護支援専門員法定外研修受講者数	14 人（年間）	20 人（年間）
外国人人材の養成・育成事業者数	0 事業所（年間）	2 事業所（年間）

主要施策５　医療と介護の連携

指　標	現状（令和元年度）	令和５年度目標
人生会議普及のための講演会及び研修会の開催数	2 回（年間）	4 回（年間）
医療と介護の連携窓口の相談件数	295 件（年間）	380 件（年間）
多職種協働研修会の回数	10 回（年間）	12 回（年間）

主要施策６　認知症と共に生きる施策の推進

指　標	現状（令和元年度）	令和５年度目標
市民後見人の新規受任件数	3 件（年間）	4 件（年間）
＜地域包括ケア課＞ 成年後見制度市長申立て件数（高齢者）	7 件（年間）	22 件（年間）
＜障害福祉課＞ 成年後見制度市長申立て件数	7 件（年間）	11 件（年間）
認知症に関心がある人の割合	80.5%	90.0%
認知症サポーター養成数	4,926 人（年間）	5,000 人以上（年間）
オレンジカフェ設置数	6 カ所	13 カ所

第８期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画　概要版

令和３年３月

発　行　　越谷市
編　集　　越谷市　介護保険課
〒343-8501　埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目２番１号
TEL　048-964-2111（代表）　FAX　048-965-3289